

(案)

市制110周年記念事業第11回尼崎市まちかどチャームング賞実施要領

1 趣旨

昭和60年4月1日に尼崎市都市美形成条例（昭和59年尼崎市条例第41号）が施行され、本市は、同条例の規定に基づき、同年11月に「尼崎市都市美形成基本計画」を策定し、以後積極的に都市美行政に取り組んできている。平成21年4月1日に本市は中核市に移行し、景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項に規定する景観行政団体となったことから、同基本計画を見直し、より実効性のある計画及び制度とするため、平成23年11月30日に同法第8条第1項に規定する景観計画として「尼崎市都市美形成計画」（以下「都市美形成計画」という。）を策定した。

現在本市は、都市美形成計画に基づき「誇りと愛着と活力のある美しいまち」を目指し、都市美誘導の基本的な考え方として、①用途地域による景観類型別の誘導、②都市美誘導の重点化、③アイレベルからの景観の重視、④屋外広告物の規制誘導との連携、⑤協働による景観づくりの5点を掲げ、取組を進めている。

こうした中、本市は、都市美に対する市民の意識の高揚並びに都市全体及び地域それぞれの魅力の向上を目的に、都市美の形成に著しく寄与すると認められる優れた建築物等及び活動について、昭和61年度からおおむね5年に一度、「まちかどチャームング賞」として60件を表彰してきた。

今回は、従来の「まちなみ景観部門」、「まちなみ建造物部門」、「まちかどスポット部門」及び「都市美形成活動部門」に加え、次の世代へ良好な景観を継承していく契機とするため、「市制110周年記念事業部門」を設け、それらを対象として表彰を行い、本市が取り組む「ファミリー世帯の定住・転入促進」を踏まえ、市外の者にも都市全体と地域それぞれの魅力を知ってもらうために、今回表彰対象の建築物等及び活動を、過去に表彰されたものも含めて本市のホームページ、SNS等を活用して広く配信していく。

2 募集等

次のとおり募集及びその広報を行う。

(1) 表彰部門、募集対象、受賞対象者等

- ① 募集の対象は、市域内に立地する建築物、工作物、公園、緑地、広場、道路、河川、橋梁等（以下『建築物、公園、緑地など』という。）及び市域内で都市美の形成に寄与している活動を行う団体（以下単に「活動団体」という。）とする。表彰の対象となる「建築物、公園、緑地など」及び活動団体は、応募があったもののうち、次の表の左欄に掲げる表彰部門の区分に応じそれぞれ市長が最も優れていると認めるものとする。

表彰部門	募集対象	選考対象
まちなみ 景観部門	尼崎市域内にある「建築物、公園、緑地など」	緑地、広場等を設けて一般に開放している等、魅力ある景観を創り出しているもの

まちなみ 建造物 部門	尼崎市域内にある建築物又は工作物	まちなみと調和している建築物又は工作物で、外観に工夫があり、魅力ある景観を創り出し、又は歴史的まちなみの維持保全に寄与しているもの等
まちかど スポット 部門	尼崎市域内にある「建築物、公園、緑地など」	その敷地が、比較的小規模であり、角地等にある「建築物、公園、緑地など」で、まちかどとして市民に身近なものとして親しまれ、やすらぎや楽しい雰囲気醸し出しているもの等
都市美 形成活動 部門	尼崎市内で都市美形成に寄与している活動を自主的かつ継続的に 行っている活動団体	
市制110 周年記念 事業部門	尼崎市域内にある「建築物、公園、緑地など」	【景観長期維持】 竣工後20年以上経過している「建築物、公園、緑地など」で、適切な維持管理がなされ、長年にわたり地域に親しまれ、都市美形成に寄与しているもの
	尼崎市域内にある景観ビューポイント	【景観ビューポイント】 市民に親しまれ、尼崎市の魅力が伝わるようなビュースポット、お気に入りの景色が見られる場所、未来に残していきたい景色が見られる場所等
	尼崎市域内にあるサイン(屋外広告物)	【景観広告サイン】 まちなみの良好な景観の保全と創造に寄与し、地域の特性を生かしながら周辺景観と調和した、デザインや風合いに優れたサイン(屋外広告物)

- ② 上記①にかかわらず、過去にまちかどチャタリング賞を受賞したその受賞に係る「建築物、公園、緑地など」又は活動団体は、募集及び表彰の対象としない。また、これまで国、地方公共団体又は独立行政法人が所有するものや場所又はこれらの者で構成する活動団体は対象外としていたが、今回より対象とする。

(2) 応募方法等

- ① 応募要領に添付されている応募用紙に必要事項を記入し、本市開発指導課あての電子メール、郵送又は開発指導課窓口へ持参するか、本市のホームページから応募できるものとする。また、都市美形成活動部門以外は、本市マイシティレポートからも応募できるものとする。
- ② 応募要領は、各地域振興センター等の本市の事業所及び施設並びに各種関係団体の窓口等に置くとともに、本市のホームページにも応募要領を掲載し、応募用紙をダウンロードできるようにする。

(3) 募集期間

令和8年5月1日から同年6月30日まで

(4) 応募資格等

応募者は、個人又は団体のいずれかを問わず、その居住地又は所在地は、本市内外のいずれかを問わない。自薦又は他薦を問わず、誰でも何点でも応募することができるが、応募用紙1枚につき1件の応募とする。なお、応募対象も、民間・公共のいずれかを問わない。

(5) 応募特典

応募者で希望する者に限り、電子地域通貨あま咲きコインを1人当たり1回限り300ポイントを付与する。ただし、予算に上限があるため、先着順とし、上限に達し次第締め切りとする。また、本事業の趣旨に反する内容と判断する場合等はポイント付与の対象外とする。

(6) 広報

- ① 市のホームページ及び各SNS並びに市報あまがさき等を活用し、また、各地域課、一般社団法人あまがさき観光局等と連携して、幅広く募集を行う。なお、各種関係団体への周知にも努める。
- ② 応募のあったもののうち、最終選考の対象となるものを市のホームページ内の特設サイトに掲載し、広く配信する。
- ③ 最終選考対象となるものや活動団体に対し、受賞の予想投票を行う。投票者で希望する者に限り、電子地域通貨あま咲きコインを1人当たり1回限り300ポイント付与する。ただし、予算に上限があるため、先着順とし、上限に達し次第締め切りとする。

3 選考

- (1) 選考については、応募があったものや活動団体に対し、令和8年7月ないし8月頃に尼崎市都市美アドバイザーチームにおいて1次選考を行い、その後、同年9月頃に尼崎市都市計画審議会都市美分科会（以下「分科会」という。）に対し、本市は表彰部門の最終選考としての表彰対象の選定を諮問する。
- (2) 上記(1)の諮問に当たり、分科会に対して選定に係る行為として次に掲げる行為を要請する。

ア 選定に先立ち、最終選考に残ったものの現地視察を行うこと。

イ 次の各表彰部門の選考基準に基づき、各部門ごとに最も優れていると認めるもの及び活動団体を選定すること。なお、複数の表彰部門における一の「建築物、公園、緑地など」の重複選定は行わないこと。

表彰部門	選考基準
まちなみ 景観部門	・緑地、広場等を設けて一般に開放している等、魅力ある景観をつくり出していること。
まちなみ 建造物部門	・デザインや外観に工夫があり、まちの景観を先導しており、又は歴史的なまちなみの維持保存に寄与していること。
まちかど スポット部門	・デザインや外観に工夫があり、市民に身近なものとして親しまれていること。 ・壁画、彫刻等を活用し、美しいまちの景観に寄与していること。 ・小規模ながら、まちかどにおいてやすらぎや楽しい雰囲気を与えていること。
都市美 形成活動部門	・美しいまちの景観をつくり、まもり、そだてる活動を自主的かつ継続的に行っていること。
市制 110 周年 記念事業部門	・長年に渡り適切な維持管理がなされ、地域の景観形成に寄与していること。 ・市民に親しまれ、尼崎市の魅力が伝わるようなビュースポット、お気に入りの景色が見られる場所、未来に残していきたい景色が見られる場所等であること。 ・まちなみの良好な景観の保全と創造に寄与し、地域の特性を生かしながら周辺景観と調和した、デザインや風合いに優れたサイン（屋外広告物）であること。 ・これからの将来にわたり、地域の景観形成に寄与することが期待されること。

ウ 分科会は、各表彰部門のいずれかにおいて、応募に係るもの（都市美形成活動部門にあつては、その活動内容）がいずれも選考基準を満たしていないと認めるときは、選定せず、「該当なし」と判断すること。

エ その他市長が選考において必要と認める行為

4 表彰対象の決定、表彰対象及び受賞者の発表、表彰等

市長は、分科会から選定結果の答申を得た後は、速やかに、表彰対象のもの及び活動団体を決定し、次のとおり、その発表、表彰並びに広報及び啓発を行う。

表彰対象者 への通知	令和8年10月頃に表彰対象となるものについて所有者等及び活動団体に文書で通知する。なお、市制110周年記念事業部門（景観ビューポイント）等表彰対象者がいない場合を除く。
表彰	令和8年11月頃（応募期間及び選考の進捗によって変動する場合がある。）に表彰式を執り行い、表彰対象の所有者等（尼崎市長を除く）並びに活動団体に、表彰状を授与し、表彰対象について市報あまがさきに掲載する。
広報	表彰対象となったもの及び活動団体の画像等については、市のホーム

及び啓発	<p>ページ、YouTube、各種SNS、市報あまがさき等を活用し、広く周知を図る。</p> <p>あわせて、受賞したものや活動団体を紹介するパンフレット及び展示パネルを制作し、本庁舎並びに市内各施設において巡回展示を実施することで、幅広い世代への啓発を効果的に進める。</p> <p>さらに、市外のファミリー層を主なターゲットとして、SNSを中心とした情報発信を強化し、個々の関心に応じた発信手法を取り入れる。</p>
------	--

以 上